

# 厚木市地域包括支援センター業務委託 プロポーザル実施要領

令和8年4月

厚木市 市民福祉部 地域包括ケア推進課

# 目次

第1章 公募の概要	
1 趣旨	1
2 委託の概要	1
3 受託事業者の選定方法	1
4 事務局	1
5 実施要領及び必要書類の公開	2
第2章 受託事業者の実施内容等	
1 地域包括支援センターの設置	2
2 厚木市委託事業の実施	2
3 人員配置	2
4 設備等	3
第3章 諸条件に関する事項	
1 参加資格及び条件	4
2 選定方針（審査）	5
3 特定委員会	5
4 事業スケジュール（予定）	6
5 プロポーザル実施時の留意事項	6
第4章 応募手続及び審査結果に関する事項	
1 参加表明書の提出	7
2 技術提案書の提出	8
3 プレゼンテーション及びヒアリング	9
4 審査結果の通知及び公表	10
5 確保人員の確認	10
第5章 契約に関する事項	
1 契約手続について	10
2 契約保証金について	10
3 準備委託契約について	11
4 その他	11

別添1・・・厚木市地域包括支援センター業務委託内容説明書

別添2・・・地域包括支援センター地区概況

## 第1章 公募の概要

### 1 趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第1項の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、厚木市が法第115条の47に基づき包括的支援事業の実施を委託した事業者により市内10か所に設置され、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として運営が行われております。

この度、睦合圏域のセンターについて、令和9年4月1日以降の包括的支援事業等の委託事業者を公募します。

### 2 委託の概要

#### (1) 委託業務名

厚木市睦合地域包括支援センター業務委託

#### (2) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、センターの運営状況が良好と認められ、かつ、予算について市議会で議決が得られた場合に限り、委託期間終了後も年度ごとに随意契約により更新を行う可能性があります。

#### (3) 履行場所（募集箇所）

圏域	睦合
町名 (担当地区)	棚沢、三田、三田南1丁目～3丁目、及川、林、王子1丁目 ※三田南1丁目1番～14番を除く

#### (4) 契約予定額

本業務の契約予定額は、35,568千円とします。

#### (5) 委託料の支払方法

受託者からの請求に基づき支払います。（支払いの時期、額、方法は契約で取り決めます。）

### 3 受託事業者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するものとします。

### 4 事務局

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号（第2庁舎5階）

市民福祉部 地域包括ケア推進課 在宅福祉推進係

担当者 門倉、町田

電話番号 (046)225-2388（直通）

FAX番号 (046)221-1640

メールアドレス：1910@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 本プロポーザルに関する質疑、技術提案書の受付は、全て事務局において行いません。

※ 受付時間は、平日午前9時から午後5時までとします。

## 5 実施要領及び必要書類の公開

令和8年4月15日（水）

市ホームページから、必要書類をダウンロードしてください。

## 第2章 受託事業者の実施内容等

受託事業者は、次の各項の全てを実施します。

### 1 地域包括支援センターの設置

包括的支援事業を受託した事業者は、法第115条の46第3項の規定により、厚木市に届け出て、受託する地区内にセンターを設置します。センターの名称は『睦合地域包括支援センター』とします。

### 2 厚木市委託事業の実施

本市との委託契約により、次の事業を実施します。

(1) 包括的支援事業（法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）

ア 総合相談支援事業

イ 権利擁護事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(2) 介護予防ケアマネジメント

(3) 指定介護予防支援（法115条の22）

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

(5) 地域ケア会議（法第115条の48）

(6) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

(7) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

(8) その他

委託内容等の詳細は、「厚木市地域包括支援センター業務委託内容説明書」（別添1）を参照してください。

※ 介護保険法の改正等により、委託内容の一部を変更する場合があります。また、社会情勢の変化による制度改正、その他事業の変更や追加等により、委託内容の一部を変更する場合があります。

### 3 人員配置

(1) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の66及び厚木市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例に基づき、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（以下「3職種」という。）を専従常勤で配置してください。

(2) 3職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置してください。

ア 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師か

つ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとします。

イ 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員に準ずる者として、次のいずれかに該当する者

(ア) 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(イ) センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

(3) 上記(1)の職員のほか、保健師、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、介護福祉士及び看護師の職種のうちからセンター機能を充実するための人員(第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援との兼務は可)として2人を常勤で配置してください。ただし、うち1人は常勤換算方法により必要人数を確保することでも足りるものとします。

(4) センターの運営全般の責任を負う者として、管理者を定めてください。

#### 4 設備等

以下の項目を全て満たしてください。

(1) バリアフリーに配慮した施設にすること。原則として事務所は1階に設置し2階以上に設置する場合はエレベーター等を設置すること。

(2) センターの看板及び案内板等を道路側から見えやすい場所に1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。

(3) センターの設置場所は、公正・中立性確保のため、受託者が行う他の事業所等との併設は原則として行わないように努めること。

(4) 設置場所については、担当区域の中心地やバスの停留所等の近隣に設置するなど利用者の利便性に配慮すること。

(5) 車両には、担当センターの名称を必ず掲げること。

(6) 利用者専用の駐車スペースを確保すること。

(7) 施錠できる書類保管庫等を設置し、セキュリティを確保すること。

(8) プライバシーが確保されるように配慮した相談室等を設けること。

(9) 受付カウンターを設置するほか、気軽に立ち寄りやすいスペースを設けること。

(10) パソコンを常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、セキュリティ機能を確保すること。専用メールアドレスを用意すること。

(11) Zoomライセンスを取得すること。

(12) 事務机及び椅子、書類保管棚(キャビネット)等運営に必要なものを確保し、パソコ

- ン用のプリンター、ファクシミリ、2回線以上の電話回線を設置すること。
- (13) 厚木市が用意する地域包括支援センター支援システムの端末機（ノートパソコン2台）及び専用プリンターを配置するスペースを確保すること。

### 第3章 諸条件に関する事項

#### 1 参加資格及び条件

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人、その他法人格を有し、包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正に実施することができる法人とします。

また、必要な資格は、次のとおりとします。

- ア 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿に登録された者であること。

なお、参加表明時に登録がない者は、参加資格に関する誓約書（第2号様式）を提出し、技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングの結果通知までに登録を済ませること。

- イ 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月1日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- エ 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- オ 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- カ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

- キ 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

- ケ 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当しない者であること。

- コ 地域包括支援センター業務委託に係る技術提案書等特定委員会（以下「特定委員

会」という。)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人  
その他営利組織でないこと。また、これらの組織に属していないこと。

## (2) 業務実施上の条件

- ア 令和9年3月31日までに現担当の地域包括支援センターと引き継ぎを終え、令和9年4月1日には、地域支援事業における包括的支援事業が確実、かつ円滑、適正に実施できること。
- イ 中立・公正な運営ができること。
- ウ 指定介護予防支援事業所として、センターが行う予防給付のケアマネジメントや介護報酬の請求事務が適正にできること。
- エ センターの業務と法第115条の22に規定する指定介護予防支援に関する業務を一体的に行う場所を設けること。
- オ 国が示す厚生労働省令や基準等を遵守すること。
- カ 受託法人を対象にした会議（対面形式）への出席ができること。

## 2 選定方針（審査）

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

第一次審査は、参加表明書を提出した者（以下「応募者」という。）の参加資格を確認し、技術提案書の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定します。

第二次審査は、技術提案書について、評価基準に基づき評価を行い、得点が最低基準点である492点（820点満点）以上の提案者のうち、最も得点の高い者を本業務の受託候補者、受託候補者に次いで得点の高い者を次点候補者として、それぞれ1者特定します。

評価基準は、別紙「地域包括支援センター業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおりとします。

なお、本プロポーザルへの提案者が5者を超える場合は、提出された技術提案書のみを対象として特定委員会が評価基準に基づき採点し、上位5者を選定します。その際、選定された上位5者のみが、プレゼンテーション及びヒアリングの対象となります。

## 3 特定委員会

次に掲げる5人の委員で構成する特定委員会を設置し、技術提案について審査します。

役職	所属等
委員長	市民福祉部 地域包括ケア推進課長
副委員長	市民福祉部 介護福祉課長
委員	市民福祉部 福祉総合支援課長
委員	市民福祉部 生活福祉課長
委員	市民福祉部 障がい福祉課長

#### 4 事業スケジュール（予定）

内容	年月日
実施要領及び必要書類の公開	令和8年4月15日（水）
参加表明書の提出期間	令和8年6月1日（月）から 6月23日（火）午後5時まで
参加表明に係る質疑書の提出期限	令和8年6月15日（月）午後5時
参加表明に係る質問の回答期限	令和8年6月19日（金）午後5時
参加資格確認結果通知 技術提案等提出要請書の送付	令和8年6月29日（月）
技術提案書提出期間	令和8年6月29日（月）から 7月17日（金）午後5時まで
技術提案書に係る質疑書の提出期限	令和8年7月10日（金）午後5時
技術提案書に係る質問の回答期限	令和8年7月14日（火）午後5時
技術提案に関するプレゼンテーション 及びヒアリング参加要請書の送付	令和8年8月上旬
技術提案に関するプレゼンテーション 及びヒアリング	令和8年8月18日（火）又は8月21日（金） のいずれかの日
結果通知	令和8年9月下旬から10月上旬
確保人員の確認	令和9年1月上旬
事務引継	令和9年3月
業務開始	令和9年4月1日（木）

※ 本スケジュールは予定であり、変更することがあります。

#### 5 プロポーザル実施時の留意事項

##### (1) 費用負担

書類作成、ヒアリング、旅費等の本プロポーザルに係る費用の一切は、応募者及び提案者の負担とし、参加報酬等の支払はありません。

##### (2) 提出方法

本プロポーザルに関する書類提出は、事務局への持参を原則としますが、書類によっては、電子メール又は郵送等での提出も可能とします。なお、質疑書については、電子メールを原則とします。

郵送等による場合は、提出期限必着とします。なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市が責任を負うことはありません。

電子メールによる場合は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

##### (3) 提出書類等について

提出された書類等については、一切返却しません。

##### (4) 提出書類等の取扱いについて

提出された書類等の著作権は、応募者及び提案者に帰属しますが、本市は、次の場合において、提出された書類等は無償で使用する権利を持つものとします。

ア 技術提案書の提出者の選定及び受託候補者（及び次点候補者）の特定のために使用する場合

イ 厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）等関連規程に基づき公開する場合

ウ アの選定及び特定又はイの公開等のために複製を作成する場合

(5) 失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格になります。

ア 本件について、特定委員会委員に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合

イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ 提案後（ヒアリング時等）に新たな説明資料を追加した場合

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合

オ 参加表明書提出後、「1 (1) 参加資格」の要件のいずれかを満たさなくなった場合

カ その他本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(6) プロポーザルの成立

本プロポーザルの応募者が 1 者の場合も、本プロポーザルは成立するものとしますが、提案者の得点が最低基準点である 492 点（820 点満点）を下回る場合は、受託候補者となりません。

(7) 選定の無効について

令和 9 年 1 月上旬に受託候補者の確保人員の確認をしますが、その時点で人員が確保できていない場合は、その選定を無効とします。

(8) その他

ア 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとします。

イ 本プロポーザルは、厚木市プロポーザル方式等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づき実施します。本実施要領に定めがないことについては、同要綱の趣旨に基づき実施します。

## 第 4 章 応募手続及び審査結果に関する事項

### 1 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出してください。

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から 6 月 23 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は郵送

持参の場合は、持参日時を事前に連絡してください。

郵送による場合は、提出期限必着とします。なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市が責任を負うことはありません。

(4) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）

イ 法人の約款又は寄附行為の写し

- ウ 法人の履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- エ 直近3年間の事業実績及び経営状況を明らかにする書類（任意様式）
- オ 会社概要（任意様式）パンフレット等の添付でも可
- カ 参加資格に関する誓約書（第2号様式）※資格者名簿に登録がない者のみ提出

(5) 参加表明に関する質疑

本プロポーザルの参加について質疑がある場合は、質疑書（第3号様式）を次のとおり提出してください。電話、ファクシミリ又は口頭による質問は受け付けません。なお、技術提案に係る質問については、別に受付期間を設けます。

ア 提出期限 令和8年6月15日（月）午後5時まで

イ 提出方法 電子メール（タイトル「地域包括支援センター業務委託プロポーザル参加に関する質疑書」）

提出先メールアドレス：1910@city.atsugi.kanagawa.jp

質疑書を送信した場合は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

ウ 提出書類 質疑書（第3号様式）

エ 質疑回答期限 令和8年6月19日（金）午後5時までに市ホームページで順次公表します。個別には回答しません。

市ホームページ参照先

ホーム > しごと・産業 > 入札・契約 > 一般委託 > プロポーザル方式

(6) 参加資格の確認

参加表明書の提出期間の最終日を基準日とし、参加資格の確認を事務局が行います。

次のとおり通知書を郵送します。

ア 参加資格があると確認することができた者に対して、その旨を参加資格確認結果通知書により通知するとともに、技術提案等提出要請書を送付します。

イ 参加資格がないと判断された者に対しては、その旨及び理由を参加資格確認結果通知書により通知します。

## 2 技術提案書の提出

技術提案等提出要請を受けた者は、技術提案書を次のとおり提出してください。

(1) 提出期間

令和8年6月29日（月）から7月17日（金）まで

（受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。）

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は郵送

持参の場合は、持参日時を事前に連絡してください。

郵送による場合は、提出期限必着とします。なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市が責任を負うことはありません。

(4) 提出書類

ア 厚木市地域支援事業における包括的支援事業基本調書（第4号様式）

イ 令和9年度地域包括支援センター事業計画書（第5号様式）

ウ 収支予算書（第6号様式）

エ 人員配置計画書（第7号様式）

(5) 提出部数 正本1部、副本（写し）5部

副本5部は、審査に用いるため、提案者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととし、表紙についても、社名等の記載や押印を一切行わないでください。判別できる場合には失格にすることもありますので、十分確認した上で提出してください。

(6) 作成上の留意点

収支予算書（第6号様式）には指定介護予防支援業務にかかる費用は計上しないでください。受託者が指定を受けて行う指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は受託者の収入となり、当該業務は受託者自らの責任において実施することになります。

なお、契約予定額（35,568千円）を上回った場合は、失格とします。

(7) 技術提案に関する質疑

技術提案について質疑がある場合は、質疑書（第8号様式）を次のとおり提出してください。なお、電話、ファクシミリ又は口頭による質問は受け付けません。

ア 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール（タイトル「地域包括支援センター業務委託プロポーザルに関する質疑書」）

提出先メールアドレス：1910@city.atsugi.kanagawa.jp

質疑書を送信した場合は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

ウ 提出書類

質疑書（第8号様式）

エ 質疑回答期限

令和8年7月14日（火）午後5時までに市ホームページで順次公表します。個別には回答しません。

市ホームページ参照先

ホーム > しごと・産業 > 入札・契約 > 一般委託 > プロポーザル方式

(8) 技術提案書の取扱い

ア 市は、提出された技術提案書の内容について、提案者に内容の確認及び追加資料を求めることができるものとします。

イ 提出期限以降の差し替え及び再提出は、認めません。

ウ 本市が受領した技術提案書及び添付書類は、返却しません。

### 3 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日時、場所等は別途通知します。順番は、本市が無作為に決定するものとします。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、3人以内とします。

なお、PCの専属操作員も、出席者に含めます。

(3) プレゼンテーションは、技術提案書に記載した内容の説明（40分以内）を行うとともに

- に、特定委員会委員からのヒアリング（質疑）への対応（10分以内）をしてください。
- (4) 当日、新たに説明資料を追加することはできません。
  - (5) プレゼンテーションにおいて、スクリーンを用意しますので、使用する場合はPC、プロジェクター等必要となる機器は、提案者が持参してください。

#### 4 審査結果の通知及び公表

第二次審査の結果については、全ての技術提案書の提出者に書面で通知します。  
また、市役所の掲示板への掲示及び市ホームページ上で公表します。

※ 受注候補者以外は、提案者が特定できない方法で公表します。また、受託候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者について公表します。

#### 5 確保人員の確認

受託候補者に対し、人員配置計画書（第7号様式）に基づく人員の確保状況を確認します。次のとおり必要書類を提出してください。

なお、人員が確保できていない場合は、その選定を無効とし、次点候補者を繰り上げて受託候補者とします。

(1) 提出期間

令和9年1月4日（月）から1月8日（金）午後5時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は郵送

(4) 提出書類

ア 人員配置に関する誓約書（第9号様式）

イ 人員配置届（第10号様式）

※ 人員配置の届け出した職員が、傷病、被災等の受託候補者の責めによらない事由により変更となる場合は、人員配置変更届（第11号様式）を提出してください。

### 第5章 契約に関する事項

#### 1 契約手続について

契約形態は随意契約とし、確定した業務仕様書に基づく見積書の提出を求めます。

#### 2 契約保証金について

本市と契約を締結する場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。ただし、次のいずれかに該当することが確認できる場合は、契約保証金の納付を免除します。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと本市において認められたとき。

### 3 準備委託契約について

選定された新規事業者は、令和9年1月を目安に準備委託契約を締結します。令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和9年3月末日までに、現受託事業者との引継ぎ、事業計画の作成、研修への参加、建物設備等の準備を行ってください。その場合にかかる費用については、引継ぎのための人件費、研修参加費等は、準備委託契約による委託料（100万円程度）に含まれるものとし、その他の準備に係る人件費、事務費、施設の敷金・礼金、工事費等にかかる費用の一切は、全て新たに選定された事業者の負担とします。

### 4 その他

受託者は、技術提案書等の提案事項に基づき、責任をもって確実に業務を履行してください。

なお、本市に不利益となる技術提案書等の提案事項を除きます。また、受託者の責に帰することのできない事情により技術提案書等の提案事項が達成できない場合は、本市と協議の上、同等と認められる方法で本業務を履行するものとします。

履行できない場合は、契約書に基づき、違約金の対象とします。なお、技術提案書等の提案事項を達成する意思が受託者に認められないなど、技術提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがあります。